

事務連絡
令和6年1月1日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

避難所等に関する資料の送付について

地域保健活動の推進については、日頃より御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」への迅速な災害対応に向けて、御尽力いただき感謝いたします。

避難所の運営に当たっておられる管理者や運営の支援に携わっている方々が、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行っていただけるよう、厚生労働省では参考となる各種資料をホームページに掲載していますので周知します。貴自治体にて御活用いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知をお願いします。

なお、今般被災されていない自治体に置かれましては、今後の参考として、平時より資料を印刷しておく等御準備いただき、災害時に御活用いただくようよろしくお願いいたします。

記

○掲載先 HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

※「地域保健」のページより、下にスクロールしていただき、「健康危機管理」の「避難所等に関する資料」を御参照ください。

○掲載内容

1. 避難所生活を過ごされる方々の健康管理について

避難所の運営に当たっておられる管理者や運営の支援に携わっている方々におかれましては、避難所生活を送る被災者の方々の健康管理に当たり、分野横断的に留意すべき事項等についてまとめた「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を御活用いただき、十分な対策を行っていただくようお願いいたします。また、貴管内市町村及び関係機関等への周知をお願いします。

※ガイドラインの掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000805637.pdf>

2. エコノミークラス症候群の予防について

避難所等で過ごされる被災者については、特に、食事や水分を十分にとらない状態で、

車などの狭い座席に長時間座っているなどして、足を動かさないと、下肢の血行不良が起こり、いわゆるエコノミークラス症候群が発症するリスクが高まるおそれがあります。

については、避難所の運営やその支援に携わる場合及び避難所等を巡回し健康管理等の業務に携わる場合、エコノミークラス症候群への注意喚起に関するチラシを避難者等に配布し歩行や水分補給等を勧めるなど、避難者への適切な支援を行っていただくとともに、特に車内などで避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群への注意喚起とその予防方法について積極的な情報提供をお願いします。

※チラシの掲載先 <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000805636.pdf>

3. 管轄避難所等情報の記録様式について

大規模災害時の被災者に係る保健医療福祉活動に係る体制整備については、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付け科発0722第2号厚生労働省大臣官房厚生科学課長他連名通知）により通知しているところです。同通知においては、保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこととされています。避難所が開設された場合の管轄避難所等の状況について情報収集する際に、同通知によりお示ししている以下の避難所情報の記録様式例を御活用ください。

様式例（令和4年7月22日付け通知）

（別添1）被災者アセスメント調査票

（別添2）施設・避難所等ラピッドアセスメントシート（OCR対応様式）

（別添3）災害診療記録2018

（別添3-1）災害時診療記録2018（一般診療版）

（別添3-2）災害時診療記録2018（外傷版）

（別添3-3）災害時診療記録2018（精神保健医療版）

（別添4-1）避難所日報（避難者状況）

（別添4-2）健康相談表

※避難所情報の記録様式（PDF）の掲載先

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000806953.pdf>

※避難所情報の記録様式（可変媒体）の掲載先

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197835.html>

4. 保健所現状報告システムの活用について

「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEATに係る協議会の設置及び保健所現状報告システム等の運用）について」（令和5年3月28日付け健健発0328第2号厚生労働省健康局健康課長通知）においてお知らせしている保健所現状報告システムについて、御活用をお願いします。

問い合わせ先

厚生労働省健康・生活衛生局健康課

地域保健室・保健指導室

T E L : 03-5253-1111（内2335）

03-3595-2190

F A X : 03-3503-8563

E-mail : 3hoken@mhlw.go.jp